

重要

同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金 返還のてびき

この『返還のてびき』は

奨学金の返還が完了するまで大切に保管してください

この『返還のてびき』は、返還方法、返還猶予や住所等変更などの手続きを詳しく説明したものです。

本貸与奨学金は、司法研究科奨学生からの返還金を主な財源として運営されています。したがって、皆さんからの返還が円滑に行われないと、在学生への貸与に支障をきたすこととなります。

規程に従い滞りなく、所定期間内に、返還してください。また、必要な手続きを決められた期間内に行わない場合には、不利益が生じる場合があります。

(学部生の時などに「同志社大学貸与奨学金」を利用した人は、『同志社大学貸与奨学金返還のてびき』をあわせてお読みください)

返還に関することは資金課が担当窓口となりますので、ご相談等は資金課までご連絡ください。

ご注意ください！！

★★ 日本学生支援機構の奨学金(国の奨学金)と混同しないようお願いします ★★

このてびきを受け取ったあなたは、「同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金」を利用した奨学生です。

日本学生支援機構の奨学金（第一種、第二種など）とは別の制度です。

両方の奨学金を併用した方は、今後、返還は（住所変更届出なども）それぞれ別々にしていく必要があります。「同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金」も忘れずに返還してください。

同志社大学 財務部資金課

〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入
(今出川キャンパス 致遠館1階)

電話 (075) 251-3150 Fax (075) 251-3090
e-mail : ji-sikin@mail.doshisha.ac.jp

お 願 い

- 住所変更、勤務先の変更、改姓名等が生じたときは、奨学金返還が完了するまでの間、そのつどすみやかに、財務部資金課へ届け出てください。
届け出がない場合、連帯保証人に連絡する、あるいは書類を送付するなど、迷惑をかけることとなります。(届け出の方法については、「8. 諸手続き、届け出について」をお読みください)
- 初回の返還時(振込時)には、郵便振替用紙(払込取扱票)の「通信欄」(オモテ面)に、勤務先の 名称・所在地・電話番号
を記入してください。(勤務先がない方は「勤務先は現住所に同じ」と記入してください)
- 学部生の時などに「同志社大学貸与奨学金」も利用した人は、各種届け出の際は、それぞれの貸与番号を書き添えるなどしてください。奨学金の返還についても、「同志社大学貸与奨学金」と「司法研究科貸与奨学金」は、それぞれ別に行っていただきます。
(『同志社大学貸与奨学金 返還のてびき』をあわせてお読みください)

1. 奨学金の返還について

- 所定の方法で算出した返還年数で、原則として月賦返還していただきます。
- 「返還年数」は、貸与を受けた回数を3倍したものとします。
ただし最大を15年とします。
例) 貸与を受けた回数が3回の場合・・・ $3回 \times 3 = 9 \rightarrow$ 9年間で返還
貸与を受けた回数が6回の場合・・・ $6回 \times 3 = 18 \rightarrow$ (最大15年なので) 15年間で返還
- 当初の毎月の返還額は、貸与総額を返還回数(返還年数 \times 12)で割った額の1,000円未満の端数を切り捨てた金額とします。端数の合計はすべて最終返還月に合算します【当初均等月賦返還】。
(ご注意) 返還年数が長いほど、最終返還月の返還額が大きくなります。金額が極端に大きくなる場合には、前年までに一部金額を繰り上げ返還するなど、計画的に返還されることをお勧めします。
- 返還方法は、ご自身で大学へ払込み(郵便振替)となります。(自動引落は行っていません)
- 全額または一部を繰り上げて返還することもできます。くわしくは「3. 繰り上げ返還について」をお読みください。
- 返還開始は、修了、または退学・除籍後の6月からとなります。最終返還月は(通常)5月となります。
- 返還開始までの準備として、「返還誓約書」を提出してください。
誓約書の用紙は、このてびきに同封してお届けします。内容をよく読んで、提出期限(用紙に記載)までに提出してください。

2. 返還請求通知(払込用紙)の送付と払込方法について

- 返還請求通知として、
「通知書」(貸与総額、返済済み額、差引残額、今年度返還請求額、毎月返済額(当初均等月賦額)等を記載します)と「郵便振替用紙(払込取扱票)」を、毎年6月下旬、11月下旬、3月上旬の3回送付します。郵便振替用紙は1か月分1枚として、6月に6枚(予備1枚)、11月に4枚、3月に3枚送付します。
- 毎月1回、ご都合のよい日に払込んでください(なお6月分は、7月の払込みでも結構です)。
- 郵便振替用紙の金額欄、住所欄(各2ヶ所)は、お手数でもご自分でハッキリと記入してください。
(金額欄は、通知書の「毎月返済額」を記入するか、今回払込む金額(任意)を記入してください。
ご不明な点は資金課までお問い合わせください)

(原則として「毎月返済額」を毎月1回払込んでいただきます。ただし「一部繰り上げ返還」を利用して、払込み回数をまとめることも可能ですので、「3. 繰り上げ返還について」をお読みください)

- 郵便局の貯金窓口または払込み機能付きATMから、郵便振替用紙を使用して払込みしてください。払込み機能付きATMからは、平日夜間、土日でも払込みできます。「料金払込」ボタンを押し用紙を挿入してください) 払込手数料は奨学生負担となります。
(ご注意) 万一、郵便振替用紙を使用せずに送金された場合は、至急資金課にご連絡ください。貸与番号が不明となり奨学金返還金として処理できない恐れがあります。
- 郵便振替の「受領証」は返還の証拠となるものです。大切に保管してください。
- 年度途中で「今年度返還請求金額」分を返還されますと、翌年の6月下旬まで返還請求通知は送付しません。(例. 7月に返還された場合は、11月、3月の返還請求通知は送付しません)
なお、郵便振替用紙が追加で必要になりましたら、資金課までご連絡ください。
- 万一、返還請求通知がお手元に届かないときは、資金課までご連絡ください。

<初年度の返還について>

★ 初回の「返還請求通知(払込用紙)」送付時期について

3月に修了、または退学・除籍した方の初回送付は、その年の6月下旬です。

9月に修了、または退学・除籍した方の初回送付は、翌年の6月下旬です。

修了、または退学・除籍後すぐに返還猶予を受けた方の送付は、猶予期間終了後の6月下旬です。

★ 初回の「返還請求通知(払込用紙)」送付先は、返還誓約書にて届け出てください。

本人住所が未定であるか転居が頻繁な場合は、確実にあなたの手元に返還請求通知が届くように、送付先を第一連帯保証人(父母)住所にする等してください。また、送付先変更は随時受け付けます。「8. 諸手続き、届け出について」をお読みのうえ、届け出てください。

返還誓約書提出以降に、送付先変更を希望される方…5月末までの資金課受付分は初回から反映。連帯保証人の住所が変更(予定)の方…保証人住所の変更についても資金課へお知らせください。

★ 初回の返還時(振込時)には、郵便振替用紙の「通信欄」(オモテ)に、勤務先の名称・所在地・電話番号を記入してください(勤務先がない方は「勤務先は現住所に同じ」と記入してください)。

● 『返還請求通知』の記載内容と各項目の説明

返還請求通知 記載内容の見本 【例】

①ア→ 今年度請求金額(6月時点)	96,000円	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">今年度中に返還すべき金額 ←②</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">56,000円</td> </tr> </table>	今年度中に返還すべき金額 ←②	56,000円	
今年度中に返還すべき金額 ←②					
56,000円					
①イ→ 今年度返済済み額(6月以降)	40,000円				
全体の返済状況	③→ 貸与総額	④→ 返済済み額	⑤→ 差引残額		
	1,500,000円	136,000円	1,364,000円		
⑩→ 表の金額は20YY年10月31日時点のものです					
月賦返済計画の内容					
⑥→最終月を除く毎月返済額(当初均等月賦額)	8,000円	⑦→返還年数	15年		
		⑧→返還回数	180回		
⑨→最終返済月返済額	68,000円	⑩→最終返済期日	20XX年5月末日		

以下では、各項目について、内容と算出方法などを説明します。文中に「(固定表示)」とあるのは、繰り上げ返還などを反映せずに記載内容を固定することを表します。

なお、【例】については、貸与総額：150万円 貸与を受けた回数：6回 返還年数：15年 返還回数180回(15年×12ヶ月)の事例をモデルケースとして説明します。

①. ア)「今年度請求金額（6月時点）」

当該年度1年間（6月～翌5月）で返還していただく合計額です（1年間固定表示します。年度途中の返還額は反映しません）。万一、前年度までに延滞（未納）額があれば加算して記載します。

【算出方法】（最終年の前の年まで）：

$$\frac{\text{返済完了までの毎月返済額(当初均等月賦額)} \times 12 \text{ヶ月分} + \text{前年度までの延滞(未納)額}}{\text{（最終年度）： 貸与総額} - \text{返済済み額}}$$

【例】（1年目～14年目）：8,000円 × 12ヶ月分 = 96,000円

（最終年度=15年目）：150万 - 96,000円 × 14年 = 156,000円

◆前年までに一部繰り上げ返還された場合……通常の年度請求金額を表示しますが、差引残額が「今年度請求金額」未満となった年度を最終年度として扱います。

①. イ)「今年度返済済み額（6月以降）」（6月送付の通知には表示しません）

今年度請求金額に対する、今年度の返済状況です（通知作成基準日時点）。

【算出方法】 「今年度返済済み額（6月以降）」とは、

11月の通知書→当年度6～10月まで、3月の通知書→当年度6月～2月までの返済額合計

②. 「今年度中に返還すべき金額」

今年度末まで（作成基準日から5月までの間）に返還しなければならない金額（合計）です。

【算出方法】 ①ア - ①イ

③. 「貸与総額」

在学中に貸与をうけた総額です。返還いただく金額の総額となります。

④. 「返済済み額」（へんさいずみがく）

返還期間開始から通知作成基準日までに返還された金額の合計です。

⑤. 「差引残額」

貸与総額に対する、通知作成基準日時点の未返還額（残額）です。

【算出方法】 $\text{貸与総額} - \text{返済済み額}$

⑥. 「最終月を除く毎月返済額（当初均等月賦額）」

「当初均等月賦返還」で返還する場合の毎月返済額（最終返還月の前の月まで）です（固定表示）。

【算出方法】 $\frac{\text{貸与総額}}{\text{（返還年数} \times 12 \text{ヶ月）回}} - 1,000 \text{円未満の端数を切り捨て}$

【例】 $150 \text{万} \div 180 \text{回} = 8,333 \text{円} \rightarrow (1,000 \text{円未満切り捨て})$ 8,000円

⑦. 「返還年数」

返還期間年数を記載します。繰り上げ返還されなければ、この返還年数の間、月賦返還していただくこととなります。貸与を受けた回数を3倍したものとしますが、最大を15年とします（固定表示）。

【算出方法】 $\text{貸与を受けた回数} \times 3$ 、ただし最大15年とする 【例】 $6 \text{回} \times 3 = 18 \rightarrow$ 最大15年のため 15年

⑧. 「返還回数」

月賦返還する場合の、返還の回数（月数）です。（固定表示）

【算出方法】 $\text{返還年数} \times 12 \text{ヶ月}$

⑨. 「最終返済月返済額」

月賦返還する場合の、最終年度の最終返還月の返還金額です（固定表示）。当初均等月賦額を決定する際に切り捨てた、1,000円未満の端数の合計はすべて最終返還月に合算されます。

＜ご注意＞ 月々の端数金額がすべて合算されるため、前の月までの返還額に比べて、大きな金額となります。また、返還年数が高いほど、合算される端数金額も大きくなりますのであらかじめ留意してください。最終月の返還額が極端に大きくなる場合には、前年までに一部金額の繰り上げ返還を利用するなど、計画的に返還されることをお勧めします。

【算出方法】 $\text{貸与総額} - \text{当初均等月賦額（月額）} \times (\text{返済回数} - 1)$

【例】 $150 \text{万} - 8,000 \text{円} \times (180 \text{回} - 1 \text{回}) =$ 68,000円 = 20XX年5月の返済額

⑩. 「最終返済期日」

繰り上げ返還をせず月賦返還した場合の最終返還月（返還完了月）です。各人の返還年数に応じて、最終年度の5月末を最終返済期日として記載します（固定表示）。

⑪. 「基準日の記載」 通知書作成の基準日です（通知書発送月の前月末です）。

3. 繰り上げ返還について

- 一部または全額を繰り上げて返還することも可能です。その際、資金課への連絡は不要です。郵便振替用紙の金額欄に、返還する金額を記入して、払込みしてください。
- 返還総額が奨学金貸与総額をこえないよう、過返済（返還額超過）にご注意ください。
- ◎ 一部繰り上げ返還を利用して、「月賦額6か月分を、年2回返還する（振り込む）」というような返還方法も可能です。
- 一部繰り上げ返還の際の「繰り上げ金額」については、制約はありません（毎月返済額の倍数と異なる金額でも構いません）。郵便振替用紙の金額欄には任意の金額を記入していただけます。
- ◎ 返還年数が長いほど、最終返還月の返還額が大きくなります。金額が極端に大きくなる場合には、前年までに一部金額を繰り上げ返還するなど、計画的に返還されることをお勧めします。
- 一部繰り上げ返還された場合も、完済となるまで、次の年度の「返還請求通知」は送付します。

4. 返還完了通知について

奨学金を全額返還完了（完済）されましたら、「借用証書」を郵送にてお返しします（完了より約1～6ヶ月後となります）。完了時期と証書発送時期は、6月～10月完了→12月発送、11～2月完了→4月発送、3～5月完了→7月発送、となります。

なお、過返済（返還額超過）となった方にはいったん過返済通知をお送りしますので、証書の発送時期は上記より遅くなります。

5. 返還猶予について

- 返還猶予とは、願い出により本学が猶予を認めた方や本学在学学生については、当該年度を経過年数に算入せず、最終返還期日を1年間延長する制度です。返還が困難な事情が生じた場合には、返還猶予の願い出をするか、資金課に相談してください。

本学在学中（大学院・学部の正規学生）の返還猶予

- 修了、または退学後に期間をあけずに、進学・編入等で引き続き本学の「正規学生」となる場合は、その在学中（休学期間も含め）は自動的に返還が猶予されます。手続きは不要です。
(万一返還請求通知が届いた場合や、期間をあけて在学学生となった場合は、お手数ですが資金課にお申し出ください)

本学在学学生以外の返還猶予（願い出手続きが必要）

- 返還猶予期間は、1年単位で取り扱います。**（6月～翌5月を1年度とします）**
- **司法試験受験準備中の場合は**、「返還猶予願い出の手続き」により、返還が猶予されることがあります。ただし、受験準備中を事由とする願い出は司法研究科修了後5年間にかぎります。また、当年度の受験・非受験、試験結果の発表前後、結果の合否にかかわらず、**猶予願い出ができます**。
- 他大学（大学院・学部）に在学している場合は（休学期間も含め）、「返還猶予願い出の手続き」をすることで、返還が猶予されます。
- 災害、傷害、疾病、その他やむを得ない事由で返還が困難になったときは、「返還猶予願い出の手続き」により、返還が猶予されることがあります。

返還猶予（願い出）手続きの方法

- 必要書類（猶予願および証明書等。次頁参照）を、資金課へ郵送または直接提出してください（猶予願のファックス、電子メールによる提出は不可とします）。

- なるべく年度開始前（5月末）までに手続きしてください。年度途中の状況急変に対応するため、年度開始後の受付期限は、猶予希望年度の3月末日資金課受付分までとします（猶予の願い出は当年度の分についてのみ可能です。さかのぼって願い出はできません）。
- 手続きは1年ごとに必要です。継続して返還猶予を受けようとするときも、毎年同様に手続きをしてください（例・他大学在学の人是在学期間中、毎年度、猶予の手続きをしてください）。
- 事由によっては猶予が認められない場合があります。この場合は、本学から結果連絡をします。
- 猶予が認められると、個別に結果連絡はしませんが、その年度中は「返還請求通知」を発送しません（結果を確認したい場合は電話で問い合わせてください）。

返還猶予（願い出）手続きの必要書類（1および2を提出してください）

1. 「奨学金返還猶予願」

- ・この冊子巻末の書式（コピー可）、または任意の書式（便せんなど）で必要事項を記入したもの。
- ・猶予願には、捺印し（認印可・シャチハタ不可）、猶予希望年度（1年毎）を明記してください。

2. 添付証明書（下表参照）

返還猶予願い出の事由および添付証明書等（コピー可）の例<参考>

願い出の事由	添付する証明書等の例	証明書等発行者
司法試験受験準備中 （5年間まで）	司法試験受験票のコピー、 各種対策講座の受講証コピー、等	実施団体 等 (適当な添付書類がない場合は資金課へ申し出てください)
司法修習中	修習資金貸与決定通知書コピー、 司法研修所の身分証明書コピー、 修習生辞令書コピー、等	司法研修所 等 (適当な添付書類がない場合は資金課へ申し出てください)
他大学または他大学院へ進学・在学 専修学校、各種学校、放送大学に在学	在学証明書	在学学校長
科目等履修生	在籍証明書	在籍学校長
災害り災	り災（被災）証明書	市区町村長 消防署長
傷病	診断書等	医師
生活保護を受けている	生活保護受給証明書	民生委員 福祉事務所長
外国留学中または外国で研究中	その事実を明らかにする証明書 (日本語訳を添付してください)	その学校、機関の長
失業中	雇用保険受給資格者証等の写し 離職証明、民生委員証明書等	公共職業安定所長 市区町村長
その他やむをえない事由があり返還が困難	その事実を明らかにする証明書等	その事実を証明できる第三者

6. 延滞時の取扱い

返還を延滞すると、本学職員が返還督促のため、また今後の返還方法の相談のために、連絡・訪問する場合があります。なお、本人住所で連絡が取れない場合は、各々の勤務先へ連絡・訪問することや、第一連帯保証人や第二連帯保証人にも同様に、連絡・訪問することがあります。

返還されない場合には、第一連帯保証人や第二連帯保証人にも請求することになります。また、返還残額の全額を一括して返還していただくよう求める場合があります。

■長期延滞者への法的措置

長期延滞が続きますと、やむをえず民事訴訟法に基づく法的措置をとることがあります。支払督促以降の手続きに要した費用は、返還者の負担となります。

7. 返還免除

奨学生が死亡したときは、連帯保証人が返還免除願（書式自由、戸籍抄本(原本)を添付）を提出することにより、返還延滞分を除く返還未済額の全額について、返還免除することができます。連帯保証人またはご家族より、資金課までご連絡ください。

お願い：返還免除願は、事由が発生したときから6か月以内に資金課へ提出してください。

8. 諸手続き・届け出について

住所変更、勤務先変更、改姓名は、そのつどすみやかに、資金課へ届け出てください。

届け出がない場合、連帯保証人宛に奨学金返還に関する連絡や書類がいき、迷惑をかけることになります。

*連帯保証人の住所変更、勤務先変更も、忘れず、同様に届け出てください。

*勤務先未定であった人が、その後勤務先が決まった時にも、同様に届け出てください。

「貸与番号（貸与ID）」は、返還請求通知のあて名氏名下に記載している5桁の番号です。

本人の住所・勤務先の変更、改姓名

連帯保証人の住所・勤務先の変更

次のア、イ、ウ、の、いずれかの方法で届け出てください。

ア. 「変更届」を資金課へ提出（郵送、直接、ファックス）

「変更届」はこの冊子巻末の書式（コピー可）、または、任意の書式（便せんなど）で必要事項を記入したものでも結構です。

イ. 変更内容を、電話または電子メールで、資金課へ連絡

ウ. 「払込票」（郵便振替用紙）の「通信欄」に、「本人・住所変更」「本人・勤務先変更」等と明記のうえ、変更内容を記入して、払込む。

連帯保証人を変更する場合

連帯保証人が死亡、自己破産等で変更の必要が生じた場合は、本学 学生生活課(電話 075-251-3280)までご連絡ください。

9. 諸手続き・問い合わせ先

▼住所・勤務先変更、改姓名等の届け出、返還猶予等の手続き

▼各種書式、用紙の送付請求

▼その他返還に関するお問い合わせ、照会、ご相談は、「資金課」までお願いします。

（ご連絡の際は、なるべく貸与番号〔返還請求通知に記載の5桁の番号〕もお伝えください）

同志社大学 財務部資金課 （今出川キャンパス 致遠館1階）

〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入

窓口事務取扱時間：平日 9：00～11：30、12：30～17：00

電話 (075) 251-3150 FAX (075) 251-3090 e-mail: ji-sikin@mail.doshisha.ac.jp

本学休業日（5月初旬、夏期、年末年始、等）がありますので、ご了承ください。

このたびきは、2016年12月現在の内容で作成しています。今後、重要な事項に変更があれば、返還請求通知などでお知らせします。

(目的)

第1条 同志社大学は、学資の支弁に支障のある大学院司法研究科の学生に対して、願い出により奨学金を貸与する。

(貸与額)

第2条 貸与額は、年間1人につき登録単位数に応じた単位授業料相当額を限度とする。ただし第8条の緊急貸与を受けた場合は、登録単位数に応じた単位授業料相当額との差額以内とする。

2 この奨学金は、無利子とする。

(選考)

第3条 貸与奨学生は、研究科長会の選考を経て、学長が決定する。

(借用証書)

第4条 貸与奨学生として決定された者は、本人の自署と連帯保証人2名の連署、それぞれの実印が押してある所定の借用証書及び印鑑登録証明書を提出しなければならない。

2 連帯保証人2名のうち1名は父母とし、他の1名は弁済資力のある者とする。

(学費充当)

第5条 この貸与奨学金は、学費に充当する。

(異動)

第6条 貸与奨学生は、修了又は退学・除籍後、速やかに住所、勤務先及びその所在を財務部資金課に届け出なければならない。

2 貸与奨学生は、本人及び連帯保証人の氏名、住所、勤務先その他の重要な事項に変更があったときは、財務部資金課へ直ちに届け出なければならない。

(返還)

第7条 奨学金は、修了時又は退学・除籍時から15年以内に月賦返還しなければならない。返還年数は、貸与回数を3倍したものとするが、15年を超えることはできない。

2 毎月の返還額は、借用金額を返還回数で除して得た額とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、最終返還月において加減する。

3 前項の規定にかかわらず適宜繰上げて返還することができる。

4 貸与奨学生が死亡したときは、連帯保証人の願い出によりその奨学金の全額、又は返還未済額の全額を返還免除することができる。ただし、返還未済額には延滞分の金額は含まない。なお、返還免除願は事由の発生した時から6カ月以内に死亡診断書又は戸籍抄本を添付して提出しなければならない。

(緊急貸与金)

第8条 家計の急変、不時の災害その他著しく学資支弁に支障をきたした者が、緊急援助を願い出ることにより貸与の機会を与える。

2 緊急貸与金の額は、年間1人につき登録単位数に応じた単位授業料相当額以内とする。ただし、第2条の貸与を受けた者は、登録単位数に応じた単位授業料相当額との差額以内とする。

3 緊急貸与の出願者は、被災証明書、その他出願理由書を提出しなければならない。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、学生支援センター学生生活課の所管とする。ただし、奨学金の返還に関する事務は、財務部資金課の所管とする。

(細則)

第10条 この規程の実施については、別に定めるところによる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究科長会及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

○同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金規程細則

(2003年11月29日 制定) 改正2016年3月11日

(募集)

第1条 貸与奨学生の募集は、原則として毎年、春学期と秋学期に行う。ただし、第1年次生及び転入学生初年度の奨学生については、入学前と秋学期に募集を行う。

(出願資格)

第2条 この奨学金は、在学期間が法学未修者は3年以内、法学既修者は2年以内の者を対象とする。ただし、休学期間は在学期間に算入しない。

2 転入学生は、法学未修者2年次への転入の場合は転入学後2年以内、法学未修者3年次及び法学既修者2年次への転入の場合は転入学後1年以内の者を対象とする。

3 休学期間中は、出願することができない。

(出願)

第3条 貸与奨学金に出願する者は、出願書類及びその他必要書類を提出しなければならない。

(貸与額)

第4条 貸与額は、春学期の登録単位数に応じた単位授業料相当額、又は登録単位数に応じた単位授業料の2分の1とする。秋学期も同じとする。ただし、年間貸与額は、年間登録単位数に応じた単位授業料相当額を限度とする。

(決定通知)

第5条 貸与奨学生の決定は、連帯保証人に通知する。

(採用取消)

第6条 貸与奨学生が決定通知後、決められた期日までに所定の手続をしないとき、又はその学期内に奨学金を受領しないときは、その採用を取り消す。

(返還猶予)

第7条 貸与奨学生が本学に在学中は、返還を猶予する。ただし、他大学に進学した場合は、願い出による。

2 災害、障害、疾病、その他やむを得ない事由で返還が困難となったときは、願い出により返還を猶予することがある。

3 司法試験受験準備中の者は、願い出により司法研究科修了後5年間は、返還を猶予することがある。

(借用証書)

第8条 借用証書は、財務部資金課が保管する。

(併給)

第9条 この奨学金と同志社大学大学院司法研究科奨学金との併給は、登録単位数に応じた単位授業料相当額を限度とする。

(その他)

第10条 同志社大学大学院司法研究科学生は、同志社大学大学院奨学金、同志社大学大学院特別奨学金及び同志社大学貸与奨学金を受けることはできない。

附 則

この細則は、2016年4月1日から施行する。

※ この書式のコピー、または任意の書式で必要事項を記入し、氏名欄は自署、捺印（認印可・シャチハタ不可）してください。

※ 提出は、直接または郵送にて「資金課」に出してください。（ファックス、電子メールによる提出不可）

同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金 返還猶予願（L S奨学金用）

（記入日） _____ 年 _____ 月 _____ 日

同志社大学長 様

貸与番号（5桁） _____ （旧学生ID） PC - _____ -

※返還請求通知に記載の5桁の番号。不明であれば空白で結構です ※不明であれば空白で結構です

フリガナ

氏 名 _____ 印 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

現住所・電話番号	〒 _____ 電話（ ） _____
携帯電話番号	電話（ ） _____
電子メール	_____ @ _____
その他連絡のつく住所・電話	〒 _____ 電話（ ） _____

下記のとおり、貸与奨学金の返還を猶予していただきたいので、お願いします。

返還猶予年度（ 20 年度） _____ 20 年 6 月 1 日 ~ 20 年 5 月 31 日まで

※西暦でご記入ください

猶予願い出の事由（なるべく具体的に記入してください）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

（注 意） 願い出の事由を明らかにする証明書等を添付してください。（例：他大学在籍の場合は「在学証明書」を添付）

連絡先は、本学から速やかに連絡のつくところを記入してください。

事由によっては、猶予されない場合があります。猶予されない場合のみ、本学から連絡いたします。（結果を確認したい場合は電話で問い合わせてください） 猶予が認められると、その年度中は「返還請求通知」を発送しません。

事務使用欄	受付日付	番号	住所	猶予年度	定期更新日付	結果連絡	
				年度	6・11・3	要（ ）・不	

※ 下記のア、イ、ウ、いずれかの方法で、ご連絡ください。

ア. この書式のコピー、または任意の書式で、必要事項を記入し、直接・郵送・ファックスのいずれかにて提出

イ. 電話または電子メールで、変更内容を連絡

ウ. 返還金振込の際、払込票（郵便振替用紙）の「通信欄」に、変更項目と内容を記載

変更届（本人住所・勤務先／改姓名／保証人住所・勤務先）

（記入日） _____ 年 _____ 月 _____ 日

同志社大学長 様

貸与番号（5桁） _____ （旧学生ID） PC - _____ -

※返還請求通知に記載の5桁の番号。不明であれば空白で結構です ※不明であれば空白で結構です

フリガナ

氏名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

下記の通り変更しますので、届け出ます。

<奨学生本人情報の変更> _____ 年 _____ 月から

現住所・電話番号	〒 _____ 電話（ _____ ） _____ -
携帯電話、電子メール、 その他緊急連絡先等	・ _____ の電話番号（ _____ ） _____ -
勤務先名称・所属	
勤務先所在地	〒 _____
勤務先電話番号	電話（ _____ ） _____ - _____ 内線

フリガナ

改姓名 _____ 新姓名 _____ （旧姓名） _____

<第一連帯保証人の住所・勤務先の変更> _____ 年 _____ 月から

第一連帯保証人氏名	
現住所・電話番号	〒 _____ 電話（ _____ ） _____ -
勤務先名称・所属	
勤務先電話番号	電話（ _____ ） _____ - _____ 内線

<第二連帯保証人の住所・勤務先の変更> _____ 年 _____ 月から

第二連帯保証人氏名	
現住所・電話番号	〒 _____ 電話（ _____ ） _____ -
勤務先名称・所属	
勤務先電話番号	電話（ _____ ） _____ - _____ 内線